▶ 本市に転入してきた場合(イエス→、ノー --▶)

つ T

い

が

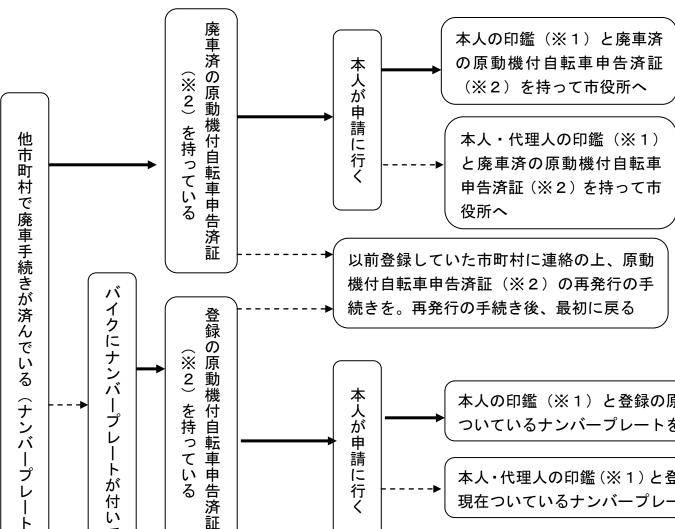
付 L1

て LJ

バ

ゔ゚

-返納済



神請

ĨΞ

行

- 印鑑は認印で結構ですが、シャチ ハタは避けてください。本人・旧所有 者の印鑑の持ち出しが困難な場合は、 委任状もしくは市役所の登録申請書に 住所・氏名・生年月日・連絡先・印鑑 を押印してご持参ください。
- ※ 2 本市では、原動機付自転車申告済 証となっていますが、市町村によって は、その名前が標識交付証明書や登録 書、廃車申告受付書などさまざまです。 お持ちの証明書が自動車賠償責任保険 または自動車損害賠償責任共済の契約 を解除するためのものでは登録ができ ませんので、他市町村での登録に使用 することが書いてあることを確認して お持ちください。

本人の印鑑(※1)と登録の原動機付自転車申告済証(※2)、現在 ついているナンバープレートを持って市役所へ

本人・代理人の印鑑(※1)と登録の原動機付自転車申告済証(※2)、 現在ついているナンバープレートを持って市役所へ

以前登録していた市町村に連絡し、廃車手続きを。手続き後、最初に 戻る